

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 23 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 学 長 殿  
小 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄 す る  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た  
各 地 方 公 共 団 体 の 長

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

### 小型無人機等の飛行禁止区域の指定に関する周知について

平素より東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、御協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第29条に基づき、小型無人機等の飛行禁止区域等を指定し、その旨を別添1のとおり大会組織委員会を通じて、各都道府県オリンピック聖火リレー実行委員会に周知しました。

これに伴い、聖火リレー実施日や競技大会開催期間中に、各市区町村の聖火リレールート上空や大会競技会場上空などの飛行禁止区域において、児童生徒が誤ってドローン等の小型無人機を飛行させることがないように、別添2のとおり児童生徒及び保護者向けの広告を作成しました。

ついては、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会および所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれましては、市内の学校に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては、所管の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれましては、関係する附属の学校に対して、御周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、飛行禁止区域の指定は聖火リレー実施日や大会開催日の直前になるため、指定の時期（予定を含む。）については別紙をご参照ください。

別添1【事務連絡】平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づく対象大会関係施設等の指定について

別添2【児童生徒及び保護者用】ドローンの飛行禁止について

※飛行禁止区域、指定期間等の詳細については、スポーツ庁ホームページをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop08/list/detail/1372975\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop08/list/detail/1372975_00001.htm)

**【本件連絡先】**

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課  
電話：03-5253-4111（代表）内線 3951

## 小型無人機等の飛行の禁止について

文部科学大臣が指定する対象大会関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね 300 メートルの地域の上空（以下「飛行禁止区域」という。）においては、小型無人機等の飛行が禁止されます。

対象大会関係施設とは、聖火リレールートや大会会場、ライブサイト会場、選手村等を指します。

小型無人機等の飛行禁止区域は、告示日以降、スポーツ庁ホームページにて確認できます。以下をご参照ください。

## (1) 既に告示されている自治体

告示日	対象の自治体
3月13日	<u>3月20日から4月25日まで、オリンピック聖火リレー等を実施</u> 福島県、栃木県、群馬県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、奈良県、大阪府、徳島県、香川県、高知県、愛媛県、大分県

## (2) 今後告示される自治体

告示日	対象の自治体
4月15日 (予定)	<u>4月26日から6月12日まで、オリンピック聖火リレーを実施</u> 宮崎県、鹿児島県、沖縄県、熊本県、長崎県、佐賀県、福岡県、山口県、島根県、広島県、岡山県、鳥取県、兵庫県、京都府、滋賀県、福井県、石川県、富山県、新潟県、山形県、秋田県、青森県
5月下旬 (予定)	<u>6月14日から7月24日まで、オリンピック聖火リレーを実施</u> 北海道、岩手県、宮城県、静岡県、山梨県、神奈川県、千葉県、茨城県、埼玉県、東京都
6月中旬 (予定)	<u>オリンピック競技大会会場及びパラリンピック競技大会会場が所在、パラリンピック聖火リレー等を実施</u> 東京都、北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県